

令和4年第1回定例会

(第5日)

令和4年3月22日

令和4年第1回平川市議会定例会会議録（第5号）

○議事日程（第5号）令和4年3月22日（火）

- 第1 議案第25号 平川市事務分掌条例及び平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する条例案
議案第26号 平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第27号 平川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第30号 平川市公民館条例及び平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案
議案第32号 平川市消防団条例の一部を改正する条例案
議案第35号 平川市過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第36号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第37号 久吉辺地総合整備計画の変更について
議案第39号 古懸地区集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
議案第65号 令和3年度平川市一般会計補正予算（第13号）案
議案第70号 令和3年度平川市尾崎財産区一般会計補正予算（第2号）案
議案第71号 令和3年度平川市町居財産区一般会計補正予算（第3号）案
議案第72号 令和3年度平川市新館財産区一般会計補正予算（第1号）案
議案第73号 令和3年度平川市沖館財産区一般会計補正予算（第1号）案
議案第74号 令和3年度平川市小杉・四ツ屋・石畑財産区一般会計補正予算（第1号）案
請願第2号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しについての請願
- 第2 議案第24号 平川市かわや棟条例を廃止する条例案
議案第31号 平川市都市計画法施行条例の一部を改正する条例案
議案第33号 平川市簡易水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第34号 平川市小規模水道事業給水条例案
議案第69号 令和3年度平川市水道事業会計補正予算（第3号）案
請願第1号 りんご高密度植栽培を含むわい化栽培における資材に関する請願書
- 第3 議案第28号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第29号 平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第38号 財産の取得について
議案第66号 令和3年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第67号 令和3年度平川市介護保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第68号 令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第4号）案
- 第4 議案第40号 令和4年度平川市一般会計予算案
議案第41号 令和4年度平川市国民健康保険特別会計予算案

- 議案第 42 号 令和 4 年度平川市介護保険特別会計予算案
 議案第 43 号 令和 4 年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
 議案第 44 号 令和 4 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
 議案第 45 号 令和 4 年度平川市学校給食センター特別会計予算案
 議案第 46 号 令和 4 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
 議案第 47 号 令和 4 年度平川市水道事業会計予算案
 議案第 48 号 令和 4 年度平川市下水道事業会計予算案
 議案第 49 号 令和 4 年度平川市尾崎財産区一般会計予算案
 議案第 50 号 令和 4 年度平川市新屋財産区一般会計予算案
 議案第 51 号 令和 4 年度平川市町居財産区一般会計予算案
 議案第 52 号 令和 4 年度平川市広船財産区一般会計予算案
 議案第 53 号 令和 4 年度平川市小和森財産区一般会計予算案
 議案第 54 号 令和 4 年度平川市大坊財産区一般会計予算案
 議案第 55 号 令和 4 年度平川市石郷財産区一般会計予算案
 議案第 56 号 令和 4 年度平川市柏木町財産区一般会計予算案
 議案第 57 号 令和 4 年度平川市大字大光寺財産区一般会計予算案
 議案第 58 号 令和 4 年度平川市平田森財産区一般会計予算案
 議案第 59 号 令和 4 年度平川市新館財産区一般会計予算案
 議案第 60 号 令和 4 年度平川市沖館財産区一般会計予算案
 議案第 61 号 令和 4 年度平川市葛川財産区一般会計予算案
 議案第 62 号 令和 4 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案
 議案第 63 号 令和 4 年度平川市原田財産区一般会計予算案
 議案第 64 号 令和 4 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案
- 第 5 議員提出議案第 1 号 平川市新型コロナウイルス感染症に係る患者等の人権擁護に関する条例案
 議員提出議案第 2 号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議（案）
- 第 6 議会改革特別委員会の中間報告
 第 7 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
 閉会中における常任委員会の継続調査について
 閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について
 閉会中における議会改革特別委員会の継続調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

- 1 番 葛 西 勇 人
 2 番 山 谷 洋 朗
 4 番 石 田 隆 芳

5番 工藤 貴弘
 6番 工藤 秀一
 7番 桑田 公憲
 8番 長内 秀樹
 9番 佐藤 保
 10番 山田 忠利
 11番 大澤 敏彦
 12番 原田 淳
 13番 桑田 公憲
 14番 齋藤 剛
 15番 工藤 竹雄
 16番 齋藤 律子

○欠席議員（1名）

3番 中畑 一二美

○地方自治法第121条による出席者

市長	長尾 忠行
副市長	古川 洋文
教育長	須々田 孝聖
選挙管理委員会委員長	大川 武憲
農業委員会会長	今井 龍美
代表監査委員	鳴海 和正
総務部長	對馬 謙二
総務部総務課長	佐藤 崇
企画財政部長	西谷 司
市民生活部長	一戸 昭彦
健康福祉部長	工藤 伸吾
尾上総合支所長	工藤 敢司
経済部長	對馬 一俊
建設部長	原田 茂
碓ヶ関総合支所長	齋藤 茂樹
教育委員会事務局長	三上 裕樹
平川診療所事務長	宮川 厚
会計管理者	三上 庚也
農業委員会事務局長	小野 生子
選挙管理委員会事務局長	今井 匡己
監査委員事務局長	成田 満

○出席事務局職員

事務局 長
次 長 補 佐
総務 議事 係 長
主 事

小田 桐 農 夫 吉
小田 桐 功 幸
河 田 麻 子
對 馬 賢 也

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は音の出ないような操作をお願いします。

暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため本会議場の扉を開放し、密閉空間とならないようにしております。

会議中は、常にマスクの着用をお願いします。

3番、中畑一三美議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

工藤竹雄議員から3月9日に行われた一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認め、工藤竹雄議員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 私の一般質問において、議場の秩序を乱し、品位を落とすなどで、議会に対し心からおわび申し上げます。と同時に、多くの皆様に不愉快な思いを与え大変申し訳なく思っております。深く反省しております。今後はルールを尊重し、節度ある発言に徹する所存でございます。何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 日程第1、総務企画常任委員会に付託した議案等についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した16件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

（総務企画常任委員会委員長登壇）

○総務企画常任委員会委員長（工藤貴弘議員） おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日の本会議において付託された議案審査のため、3月10日、議場において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には廣瀬陽史君を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案5件、指定管理者の指定等1件、補正予算

案6件、請願1件、その他3件、計16件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第25号平川市事務分掌条例及び平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、企画財政部より総合計画及び統計の事項を総務部へ移管することについて質問があり、総務部長より、市長の政策をより推進していくために、政策推進課を設け、計画に関する事務を行う旨の答弁がございました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する事項について質問があり、総務課長より、今後国や県の動きを参考に検討していく旨の答弁がございました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号平川市公民館条例及び平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号平川市消防団条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、消防団員数が減少した場合の対策について質問があり、総務部長より、本部や各分団と新団員の勧誘について検討を行い、併せて機能別消防団員の加入の促進についても取り組んでいく旨の答弁がございました。

また、委員より、消防団員の出動報酬の算定方法について質問があり、総務課長より、各分団の報告を基に、個々人の活動時間でもって支給する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号平川市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、たけのこの里解体事業における設備の再利用について質問があり、碓ヶ関総合支所長より、令和4年度に解体に関する実施設計を行い、その中で再利用できるもの、撤去するものの分別を行う旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、切明誉田邸1号線道路附帯事業について質問があり、建設課長より、現地の状況を確認しながら、できるだけ早い令和4年7月の施工を目指す旨の答弁がありました。

また、委員より葛川地区集会施設建築事業の概要について質問があり、施設建築課長

より、令和4年度に葛川小・中学校解体工事の実施設計、令和5年度に葛川小・中学校解体工事の着工と葛川地区集会施設の実施設計、令和6年度に葛川地区集会施設の新築工事を実施する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号久吉辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、山岸橋橋梁長寿命化事業について質問があり、建設課長より、令和4年度に実施設計を行い、令和5年度に工事の発注を行う旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号古懸地区集会所の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号令和3年度平川市一般会計補正予算（第13号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、財産運用収入の増額補正について質問があり、管財課長より、現在土地の貸付けを行っている旧小和森小学校跡地の貸付け面積が追加となった旨の答弁がございました。

また、委員より小学校改築事業費について質問があり、学校教育課長より、小学校、地元住民、設計事務所等と検討し、事業の精査を行った結果、減額補正となった旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号令和3年度平川市尾崎財産区一般会計補正予算（第2号）案から議案第74号令和3年度平川市小杉・四ツ屋・石畑財産区一般会計補正予算（第1号）案までの計5件を一括議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しについての請願を議題といたしました。

当案件は、特に意見もなく、挙手採決の結果、挙手少数で不採択と決定されました。

以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果でございます。

令和4年3月22日、総務企画常任委員会委員長、工藤貴弘。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

次に、総務企画常任委員会に付託した16件のうち、請願第2号を除く15件を一括議題とし、会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、審査の経過及び結果に対してであります。

委員会の顛末については、タブレットを御参照願います。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した請願第2号を除く15件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの15件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しについての請願を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 討論を終わります。

請願第2号米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しについての請願を採決します。

委員長報告は不採択です。

この採決は起立により採決します。

請願第2号を、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(桑田公憲議員) 起立少数です。

よって、請願第2号は不採択と決定されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案等についてを議題とします。

建設経済常任委員会に付託した6件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長(石田隆芳議員) おはようございます。

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日の本会議において付託された議案審査のため、3月10日、第1委員会室において開催され、出席委員は5名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には稲葉佑太を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例案4件、補正予算案1件、請願1件の計6件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

議案第24号平川市かわや棟条例を廃止する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号平川市都市計画法施行条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、この条例改正に伴い変更となる面積及び区域の増減の程度について質問があり、建設部長より市街化調整区域における建築物の建築に対する規制緩和に関する改正であり、当市は面積等の変更はない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平川市簡易水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、条例中の一部文字について、なぜ漢字から平仮名に改めるのか質問があり、葛川支所長より常用漢字でないことから改める旨の答弁がありました。

以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号平川市小規模水道事業給水条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、小規模水道を利用する世帯数について質問があり、葛川支所長より各地区における世帯数について答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号令和3年度平川市水道事業会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号りんご高密度植栽培を含むわい化栽培における資材に関する請願書を議題といたしました。

これに対し委員より、市の新年度予算案中に請願に盛り込まれた内容が計上されており、これにより国及び市より一定の補助を受けられることから、採択の必要はない旨の意見がありました。

採決の結果、全会一致で不採択と決定されました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和4年3月22日、建設経済常任委員会委員長、石田隆芳。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員会に付託した6件のうち、請願第1号を除く5件を一括議題とし、会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、審査の経過及び結果に対してであります。

委員会の顛末については、タブレットを御参照願います。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

これより、建設経済常任委員会に付託した議案5件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの5件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号りんご高密度植栽培を含むわい化栽培における資材に関する請願書を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

請願第1号りんご高密度植栽培を含むわい化栽培における資材に関する請願書を採決します。

委員長報告は不採択です。

この採決は起立により採決します。

請願第1号を、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（桑田公憲議員） 起立少数です。

よって、請願第1号は不採択と決定されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案等についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した6件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

（教育民生常任委員会委員長登壇）

○教育民生常任委員会委員長（原田 淳議員） おはようございます。

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日の本会議において付託された議案等審査のため、3月10日、第4会議室において開催され、出席委員は4名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には中嶋秀一を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案2件、補正予算案3件、その他1件、計6件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容についてご報告申し上げます。

まず、議案第28号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正の背景や減額の対象者数について質問があり、市民生活部長より、改正の概要や子育て世代の負担軽減といった背景等について答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正内容の詳細について質問があり、健康福祉部長より視覚障がい認定基準といった改正内容の詳細について答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号財産の取得についてを議題といたしました。

これに対し委員より、当該財産の取得が当初予算に盛り込まれていなかった理由や、取得用地の購入単価の決定方法について質問があり、教育委員会事務局長より、当初予算計上の際には用地取得のめどが立っていなかった旨と、県が取得した類似地の購入単価を基に、今回取得する用地の交通条件や自然条件など個別的な要因を加味して単価を決定した旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和3年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和3年度平川市介護保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第4号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、補正内容の詳細について質問があり、平川診療所事務長より過疎対策事業債の申請や国からの内示といった補正内容の詳細について答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和4年3月22日、教育民生常任委員会委員長、原田 淳。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、審査の経過及び結果に対してであります。
委員会の顛末については、タブレットを御参照願います。
質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。
討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。
これより、教育民生常任委員会に付託した議案6件について、一括採決します。
委員長報告は、いずれも原案可決です。
委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。
よって、ただいまの6件については委員長報告のとおり可決されました。
日程第4、予算特別委員会に付託した議案についてを議題とします。
予算特別委員会に付託した25件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
予算特別委員会委員長、登壇願います。
（予算特別委員会委員長登壇）

○予算特別委員会委員長（福士 稔議員） 改めて、おはようございます。
本定例会において、予算特別委員会に付託されました議案25件について、その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。
3月2日、議員全員をもって予算特別委員会が組織されました。
その場において、私が委員長に、副委員長には葛西勇人委員が選任され、3月14日、16日、17日の3日間、市長はじめ担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。
議員全員による特別委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果のみ申し上げます。

議案第40号令和4年度平川市一般会計予算案、議案第41号令和4年度平川市国民健康保険特別会計予算案、議案第42号令和4年度平川市介護保険特別会計予算案、議案第43号令和4年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案の4件については、異議がありましたので、起立採決の結果、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号令和4年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案から議案第64号令和4年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの21件については異議がなく、原案のとおり可決されました。

簡単ですが以上をもって、予算特別委員会の報告を終わります。
令和4年3月22日、予算特別委員会委員長、福士 稔。
（予算特別委員会委員長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 予算特別委員会委員長報告は終わりました。

予算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略します。

まず、討論の通告がありました議案第40号から議案第43号の4件について、1件ずつ議題とします。

議案第40号令和4年度平川市一般会計予算案についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議案第40号令和4年度平川市一般会計予算案に対し、反対討論を行います。

令和4年度の一般会計予算案は、歳入歳出予算の総額を202億7,000万円とするものになっています。市の予算編成の考え方は、1点目、新型コロナウイルスの感染防止と経済活動の回復、2点目、第2次平川市長期総合プラン、第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に予算を配分、3点目は予算規模が200億円を超えることとなった新庁舎建設事業などの大型建設事業、この3点が今回の大きな柱となっています。

令和3年11月15日に議会に説明を行った令和3年度平川市財政運営計画策定に当たっての基本的考え方に基づいた平川市財政運営計画書は、財政の健全性を見る指標は4つの健全化判断比率、1つ目は実質赤字比率、2つ目は連結実質赤字比率、3つ目実質公債費比率、4つ目が将来負担比率で説明され、実質公債比率は10%台を推移してはいるものの、ほかは数値が出ていないので、健全であるかのような説明をしてきました。健全化判断比率はクリアされていたら健全と言えるのか、絶えずこの疑問を持ち問答を繰り返してまいりました。

健全化判断比率も大事ではあるが、財政調整基金の相対的大きさや実質収支と実質単年度収支の黒字、赤字、そして最も基本的な指標である経常収支比率、これらを見ることも必要だと財政の専門書には書かれておりました。経常収支比率、これが高いほど、財政が硬直化している、いわば余裕がない状態ということは誰もが分かりの事です。その実質単年度収支は、どういうものかと言いますと、実質収支から前年度の実質収支、黒字・赤字を差引き、さらに当該年度の黒字要素、これは財政調整基金積立、地方債繰上償還、赤字要素は財政調整基金取崩しを除いた場合の収支で、実質的な単年度収支だということです。

平川市の経常収支比率や実質単年度収支は、近年はどのような傾向になっているかです。総務省の資料によりますと、平川市の経常収支比率は平成30年度94.9%、令和元年度は91.6%、実質単年度収支は平成29年度マイナス2億9,199万5,000円、平成30年度マイナス3億4,902万円、令和元年度マイナス4億9,380万円と、これだけ見ても3年連続マイナスとなっています。

令和4年度予算は、市債33億9,020万円借入れをし、公債費が19億8,724万4,000円を返す、これが盛り込まれている厳しい財政運営となっています。米価の暴落に対する措置の希薄さや観光などをはじめとするコロナ後の戦略的な施策に乏しく、これまでどおりで目新しさが感じられない予算案となっています。「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」実現に向けての息吹が感じられない予算ともなっています。子供の医療費や学校給食費

無料化、こうした子育て支援関連の予算は今後も死守し継続することができるように祈るばかりです。

以上のことから、議案第40号令和4年度平川市一般会計予算案に対し、反対討論を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、8番、長内秀樹議員の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

○8番（長内秀樹議員） 議案第40号令和4年度平川市一般会計予算案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

新年度予算は、歳入歳出それぞれ202億7,000万円で前年度より、2.7%、5億7,000万円の減額となっております。

過去最大でありました令和3年度と同規模となった要因としては、昨今の社会保障に係る費用増に加え、新本庁舎建設事業、道の駅いかりがせき大規模改修事業などの大型建設事業のほか、健康センター大規模改修事業、金田小学校改築事業に着手するためとのことであります。

今後の財政運営の見通しとしましては、財政健全化の指標である実質公債費比率や将来負担比率は、これまでどおり基準値を大きく下回り、将来にわたり健全な財政運営が見込まれているとのことであります。

さて、本議会開会に当たり、長尾忠行市長から市長就任3期目に臨む決意を伺いました。

その中で、長期総合プランの3つの目標に沿った取組としまして、その1つ目魅力あるひとづくりでは、中学生までの医療費及び学校給食費無償化の継続などによる子育て環境の充実、すこやか住宅支援、結婚新生活支援による移住・定住の促進、地域運営組織の運営支援、集落支援員制度の導入による地域コミュニティ活動の推進などのほか、平川市への愛着心醸成のための平川市ユース議会を引き続き実施するとのことであります。

これら人づくりに重点を置いた予算となっている施策は、将来を担う子供たちや若者の人材育成に、大いに期待できるものであります。

基本目標2つ目活力あるしごとづくりの取組として、農業分野における担い手の育成を図るふるさと農業応援事業やスマート農業導入支援事業において事業充実を図ったほか、農業の経営安定を目指すため、農業収入保険制度への加入促進など、営農意欲の維持を図るとのことであります。また、コロナ禍により中断しておりました平川ねぷたまつりについても世界一の扇ねぷたが、電線地中化によりきれいに整備された新たな運行コースを練り歩く姿を拝見できるよう願っております。

そして尾上分庁舎の有効的な活用が図られ、さらに道の駅いかりがせき改修事業により、地域のにぎわい創出に着手する予算も盛り込まれております。

次に基本目標3つ目住み続けたいまちづくりの取組として、高血圧ゼロのまちづくりモデルタウンの推進などにより、市民の健康長寿の向上やいたわりを感じる福祉の充実に取り組むとのことであります。また、この秋に開庁予定の新本庁舎は、証明書発行の際に申請書を書かずに市民が手続をすることができる、画期的な書かない窓口システム

を導入し、市民の利便性向上を図るとのことです。

このように3期目の市長公約と「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」実現に沿った関連予算が随所に見られ、そして同時に新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、地域経済の活性化、市民生活の安定と所得向上に重点措置された予算であると私は確信していることから、令和4年度平川市一般会計予算案に賛成するものであります。

○議長（桑田公憲議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第40号令和4年度平川市一般会計予算案についてを採決します。

委員長報告は、原案可決です。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（桑田公憲議員） 起立多数です。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号令和4年度平川市国民健康保険特別会計予算案についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議案第41号令和4年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、反対討論を行います。

国民健康保険の財政運営が県単位となり5年目の予算案となりますが、市町村ごとの医療費水準や所得水準を分析し、それに応じた保険料負担の額を決定し交付すること、これまで運営をうたっておりました。資格証明書や短期被保険者証の発行数、保険証の留め置きの実態は、なかなか解消される事態にはなっていない現状があります。被保険者にとっては、毎度のことながら担税能力をはるかに超えるものとなっています。

令和4年度予算案でも、自治体の国保財政に関する法定外繰入削減や保険料収納率、給付適正化等の努力に対して交付金を増減する保険者努力支援制度金を計上し、自治体財政に対する締付け強化を狙っています。令和4年4月から実施の子供の均等割保険料を軽減する支援制度の対象は未就学児のみで、均等割保険料の5割を公費で軽減するものですが、対象年齢と軽減割合をさらに拡充するための財政措置が必要です。

国保制度はコロナ禍の中で、様々な課題にも直面しています。国庫負担割合のさらなる引上げによる財政基盤の強化、低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充強化、コロナに感染した国保被保険者に支払われる傷病手当金の対象者拡大や支給額の増額が求められています。

コロナ感染者は家庭に隔離されることが多いので、次々と家族に感染をし、喉が焼けるように痛い、熱があるなどの症状を医療機関に訴えても何もしてくれなかった。国民皆保険制度の一員でありながら、医療を受けることができない。こうした現実が平川市にも身近にも起きています。

医療を公平、平等に受けられる制度構築を願って、議案第41号令和4年度平川市国民

健康保険特別会計予算案について反対をします。

○議長（桑田公憲議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、11番、大澤敏彦議員の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

○11番（大澤敏彦議員） 議案第41号令和4年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、賛成討論の発言をさせていただきます。

国民健康保険制度においては、平成30年度から青森県が財政運営の責任主体となり、安定的に運営されてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延して約2年が経過し、経済活動への影響は計り知れないものとなっております。そのような状況の中で、市では国民健康保険の被保険者の生活を守るため、国保税の減免や傷病手当金の支給などの対策を昨年度に引き続き実施しています。

令和4年度においても被保険者数の減少が続いている上に、新型コロナウイルス感染症の影響により、1人当たりの税収の伸び悩みが見込まれることから、今後も厳しい事業運営が想定されております。

この厳しい状況の中で、本予算案は歳入においては、国民健康保険制度改革を踏まえて、医療費水準や所得水準を分析するとともに、コロナ禍により税収が伸び悩む中でも国保税率を据え置き、被保険者の保険税負担に十分配慮されております。

また、歳出においては、被保険者の健康増進事業や重症化予防事業を拡充することにより、健康寿命の延伸を目指し、医療費の適正化や抑制に努めるなど、国民健康保険事業が健全に運営されることを考慮した予算案であります。

以上のことから賛成するものであります。

○議長（桑田公憲議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第41号令和4年度平川市国民健康保険特別会計予算案についてを採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（桑田公憲議員） 起立多数です。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号令和4年度平川市介護保険特別会計予算案についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議案第42号令和4年度平川市介護保険特別会計予算案について、反対討論を行います。

第8期事業計画2年目の予算案であります。反対の理由は、年金支給額が減る中、物価高騰の下で、年金支給額は実質減0.4%、その中で支払う介護保険料は高すぎるものとなっております。安倍政権から岸田政権まで、実に6.6%の年金額が減っています。介護福

社職員を対象に収入を3%程度引上げるための費用が措置されましたが、10月以降の賃上げは、介護報酬の臨時改定で対応するなどとしており、賃上げの財源が利用者負担や介護保険料の上昇につながる介護報酬へ求めることに対して、サービス利用者、被保険者に新たな負担が発生すると全国市長会も警鐘を鳴らしています。要介護認定者は、さほど増えない中で、要支援認定者は大きく増加し、平川市も総合事業費の増加が見込まれた予算案となっています。

また、国は評価指標の内容を検討しながら調整交付金と保険者機能強化をリンクして運用し、各自治体に対して介護給付抑制を競わせるものともなっています。要介護者が必要なサービスが受けられなくなったりの実態が身近に見受けられます。このままでは、ますます困難な状況に追い込まれかねません。

介護事業所では入居者に対し、令和3年8月から補足給付が改悪されました。市民税非課税世帯の食費負担の引上げ、預貯金の要件強化、高額介護サービス費の自己負担限度額の引上げなどが実施され、施設の退所も余儀なくされる事態につながっています。

介護報酬改定率プラス0.7%は、コロナ禍の現場で深刻な人手不足や過酷な労働環境、経営難などのコロナ前から介護事業所が抱える問題が一層深刻化しています。平川市の予算案は、国の方針に従い綿密に組まれています。これでは保険料取られて介護なしの実態です。

よって、議案第42号令和4年度平川市介護保険特別会計予算案について、反対をします。

○議長（桑田公憲議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、9番、佐藤保議員の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

○9番（佐藤 保議員） 議案第42号令和4年度平川市介護保険特別会計予算案について、賛成の立場から討論をいたします。

第8期介護保険事業計画の2年目となる令和4年度予算案は、高齢化率が上昇し続けている現状において、介護を必要とする人や、そしてそれを支える家族が安心して生活できるような介護サービスの保険給付費用を計上しています。その財源としては、国県支出金や支払基金交付金のほか、一般会計繰入金及び介護保険財政調整基金繰入金を計上するなど、適正に予算計上されております。

また、地域支援事業費においても、介護予防事業のほか、基準緩和型サービス、生活支援サービス関連予算の増額など、市独自の高齢者支援制度の充実を図るための予算が計上されております。

よって、本予算案には当市の高齢者が必要とする介護サービスや生活支援サービスを提供するための事業費が確保されていると認められることから、本予算案に賛成するものであります。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（桑田公憲議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第42号令和4年度平川市介護保険特別会計予算案についてを採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（桑田公憲議員） 起立多数です。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号令和4年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、16番、齋藤律子議員の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

○16番（齋藤律子議員） 議案第43号令和4年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

令和4年10月から実施予定の75歳以上の医療費窓口負担2割の予算は、議案第43号の特別会計には入っていないとの説明でしたが、10月から確実に実施されることから反対を表明します。

コロナ禍で高齢者の命と健康、生活をどのように守るかが問われる時に、冷酷な自助政策と言わざるを得ません。コロナ禍で精神的にも経済的にも疲弊して追い込まれている高齢者への負担増が、受診抑制を招いていることが、各種調査や報道でも明らかになっていること、2割負担の対象者を国会審議抜きで政令で拡大できることが大問題にもなりました。

2008年から始まった後期高齢者医療制度は、国民を年齢別に高齢者を別枠の医療保険へ囲い込んで、負担増と差別医療を押しつけるとのことで、大きな反対がありました。以来、数回にわたり保険料引上げが繰り返され、高齢者の生活を圧迫してきました。

減らされてきた高齢者医療費の国庫負担を抜本的に増額し、差別と負担増の同制度を廃止して、少なくとも元の老人保険制度に戻すべきと考えることから、議案第43号令和4年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案に対し、反対をいたします。

○議長（桑田公憲議員） 次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、2番、山谷洋朗議員の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

○2番（山谷洋朗議員） 議案第43号令和4年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は少子高齢化の進行により、その運営については今後も大変厳しい状況が見込まれております。先般の青森県後期高齢者医療広域連合定例会においても、令和4年度からの保険料率や保険料限度額の引上げが決定されました。

また、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者へ移行し始めることで、医療費の急激な増加も見込まれているため、若い世代の負担軽減を図ることを目的に、一定以上の所得がある高齢者の窓口負担の引上げも予定されております。

そのような厳しい状況の中で、歳入においては保険料の収納状況は、高い収納率を維持していることから、その経営努力が認められます。

また、歳出においては、後期高齢者の特性にあった健康増進事業や重症化予防事業を展開することにより、医療費の適正化や抑制に努めるなど、保健事業が健全に運営され

ることが考慮されています。

今後においても持続可能で安心した医療が受けられることや、被保険者の健康長寿に寄与する予算案であることから、賛成するものであります。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（桑田公憲議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

議案第43号令和4年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案についてを採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

この採決は、起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（桑田公憲議員） 起立多数です。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号から議案第64号までの21件について、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより討論を行います。

討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 討論を終わります。

それでは、議案第44号から議案第64号までの21件についてを、一括採決します。

ただいまの21件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの21件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議員提出議案に入ります。

本日、全議員16名より提出されました、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに審議いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号は、直ちに審議することに決定しました。

議員提出議案第1号平川市新型コロナウイルス感染症に係る患者等の人権擁護に関する条例案を議題とし、提出者代表より提案理由の説明を求めます。

1番、葛西勇人議員、登壇願います。

（葛西勇人議員登壇）

○1番（葛西勇人議員） 議員提出議案第1号平川市新型コロナウイルス感染症に係る

患者などの人権擁護に関する条例案について、その提案理由を申し上げます。

まず、本案は平川市民や市、議会及び事業者が連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症に係る患者などに対する不当な差別的取扱い、誹謗中傷などの発生を防止し、患者などの人権を擁護するとともに、その感染症に関する風評被害を発生させないことにあります。

また、当市でも18歳未満の子供へのワクチン接種が始まっておりますが、子供は人格形成の途上にあり、例えばその接種の有無などにより、子供の人権が侵害されることのないよう、特に配慮をしていかなければならないということでもあります。

さらに、当市の新型コロナウイルス感染者情報について、市民の基本的な人権である知る権利が、その感染症による差別的取扱い、誹謗中傷などの発生の防止という公共の福祉で制限されている現状において、本条例を制定することにより、その制限の緩和を求めらることにあります。

すなわち、平川市全体でその感染症に係る患者などの人権擁護に取り組むことを、本条例の制定で示すことにより、市民の代表機関である平川市議会からも、青森県に対して市町村単位での感染者数の公表基準の見直しと、今年2月10日以降並びに今後の当市の日々の感染者数に係る情報提供を強く強く求めるものであります。また、当市に対しては、市民が正確な情報を知ること、その感染症を正しく恐れ、感染拡大防止につながる仕組みづくりをお願いするものであります。

以上の理由から本提案をするものであります。

議員の皆様におかれましては、趣旨を御理解いただきまして、本案に御賛同を賜り、平川市議会全議員の総意として可決をしていただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

(葛西勇人議員降壇)

○議長(桑田公憲議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

この案件は、議員全員による提出議案でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定しました。

議員提出議案第1号平川市新型コロナウイルス感染症に係る患者等の人権擁護に関する条例案を採決します。

本案を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第2号ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議(案)を議題とし、提出者代表より、提案理由の説明を求めます。

5番、工藤貴弘議員、登壇願います。

(工藤貴弘議員登壇)

○5番(工藤貴弘議員) 議員提出議案第2号ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議(案)の提出者を代表し、提案理由の説明をいたします。

去る2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始し、今もなお、子供たちを含む多数の一般市民に死傷者が出続けています。

このような武力による一方的な現状変更の強行は、ウクライナの主権と領土を侵害するだけに留まらず、国際社会の平和と秩序、そして安全を著しく脅かし、また、国際法及び国連憲章違反であるため、断じて受忍できません。

さらにプーチン大統領の核兵器の使用を示唆する発言は、あらゆる国の核兵器の廃絶と世界平和の実現を願い「平川市非核平和都市宣言に関する決議」を議決している当議会として当然看過することはできず、国際社会の恒久平和とロシア軍の無条件での即時撤退及び攻撃停止を強く求め、本決議案を提出いたします。

詳細については配付済みの決議文を御参照の上、改めて議員皆様の御賛同を賜りますことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

(工藤貴弘議員降壇)

○議長(桑田公憲議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

この案件は、議員全員による提出議案でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定しました。

議員提出議案第2号ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議(案)を採決します。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議会改革特別委員会の中間報告を議題とします。

議会改革特別委員会に付託中の平川市議会基本条例の制定等について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

なお、委員会の中間報告書及び平川市議会基本条例の素案については、タブレットを御参照願います。

議会改革特別委員会委員長、登壇願います。

(議会改革特別委員会委員長登壇)

○議会改革特別委員会委員長(佐藤 保議員) 議会改革特別委員会における、これまでの経過と今後の予定について中間報告をさせていただきます。

議会改革特別委員会は、昨年令和3年3月2日の第1回定例会初日に設置され、6名の委員が任命され、1年間かけて議会基本条例の素案をつくってまいりました。

委員会はこれまで25回開催して条文の検討を行い、また検討を進める中で行き詰まる

面もありましたので、先行している三沢市議会、弘前市議会を訪問し制定までの経緯、制定後の運用状況等について御指導を頂きました。

議員の皆様には、今年1月14日と17日の全員協議会において各条文を御説明申し上げ、アンケート方式での御意見を取り入れ、2月4日の議員報告会を経て素案を完成させました。

御承知のとおり、平川市議会には規約等は整備されておりますが、議会と議会人としての規範的なものがなく、各人がそれぞれに議員像をつくりあげ、研さんを積んでまいりました。

この条例は、議会と議員の基本ルールを定め、二院代表制の下、議会が市民に開かれ市民と共に歩むことを目指すものであります。制定することによって、議会改革を体系立てて推し進める、まさにスタートラインに立つこととなります。

今後の予定といたしましては、パブリックコメントを4月15日から5月16日までの期間で実施し、令和4年9月定例会に議員提出議案として提出する予定であります。ここまでの皆様の御協力に感謝申し上げます、議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

令和4年3月22日、議会改革特別委員会委員長、佐藤 保。

(議会改革特別委員会委員長降壇)

○議長（桑田公憲議員） 議会改革特別委員会委員長による中間報告は終わりました。

平川市議会基本条例の素案については、議員全員において協議をしながら進めておりますので、委員長報告に対する質疑は省略します。

日程第7、閉会中における議会運営委員会、常任委員会、議会広報特別委員会及び議会改革特別委員会の継続調査についてを議題とします。

初めに、議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申出がありました。

また、各常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長より、委員会の所管事務調査についてを、議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、議会広報特別委員会委員長及び議会改革特別委員会委員長の申出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定しました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、令和4年第1回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時28分 閉議及び閉会

